

## 給付期間中・満了時の提出書類ほか

採用された奨学生が、以下に記載した提出書類の提出義務、届出義務を怠った場合には、給付奨学金の支給休止もしくは給付奨学生の資格を取り消す場合がある。

また、当会からの採用通知・書類提出依頼等を郵送するので、給付完了まで必ず郵便受け等を確認すること。

### 1. 採用通知後の提出書類

- (1) 誓約書 (様式 5 号)・・・後日採用通知とともに送付

### 2. 給付期間中における年度末の提出書類 (進級時)

- (1) 成績証明書 (当会「奨学規程」第 30 条の規定による)
- (2) 過年度の研究成果レポート (A4 サイズ、様式は任意)  
高専生の場合は学業履修内容のまとめ等のレポートで可とする
- (3) 次年度の研究予定 (A4 サイズ、様式は任意)

### 3. 給付期間満了時等 (卒業ないし修了時) の提出書類

- (1) 奨学金受給確認書 (様式 6 号)・・・最終の奨学金支給後に送付
- (2) 成績証明書
- (3) 過年度の研究成果レポート (A4 サイズで 2 ページ程度以内、様式は任意)  
高専生の場合は学業履修内容のまとめ等のレポートで可とする

※ 早期に卒業・修了する場合の給付期間はその時点で満了となるため、その事実が判明した時点で当会へ連絡し、上述 (1) ～ (3) を提出すること。

### 4. その他届出事項

- (1) 本人の住所・電話番号・メールアドレス等の連絡先、奨学金の振込先、帰省先住所・電話番号等の連絡先、学資負担者に関する事項、並びにその他重要な事項に変更があった場合は、当会ホームページに届出様式を掲載していますので、ダウンロードして記入の上、速やかに当会宛に届出ること。
- (2) 在学している学校を休学、留年もしくは退学したとき、または在学する学校から何らかの処分を受けたとき、および刑事事件等で処分を受けたときは、速やかに当会へ届出ること。
- (3) 当会の奨学制度運営上、当会が奨学生に対して必要と判断した書類の提出を依頼した場合、当会からの依頼に基づき当該書類を速やかに提出すること。

<書類提出先ならびに問合せ先>

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-1-4 齊藤ビルディング 4A  
公益財団法人 日鉄鉱業奨学会

TEL : 03-3359-5455 ・ FAX : 03-3359-5456

E - mail : shougakukai@nittetsukou-shougakukai.jp

URL : <https://www.nittetsukou-shougakukai.jp>